（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する省令を定める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（系統電気工作物に係る費用の届出期間） **第二十条**　法第二十八条第三項（法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、一年とする。	（系統電気工作物に係る費用の届出期間） **第二十条**　法第二十八条第三項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。
（系統設置交付金等の算定のための届出） **第二十一条**　一般送配電事業者又は送電事業者は、法第二十八条第三項の規定による届出をするときは、様式第十の二による届出書を推進機関に届け出るものとする。 2　認定整備等事業者は、法第二十八条の二第二項において準用する法第二十八条第三項の規定による届出をするときは、様式第十の三による届出書を推進機関に届け出るものとする。 （系統設置交付金等の額を算定する際の再生可能エネルギー電気の利用の促進に占める割合の算定方法等） **第二十二条**　［略］ 2　法第二十九条第二項の経済産業省令で定める費用は、法第二十八条の二第二項において準用する法第二十八条第三項の規定により届け出られた費用のうち、支払利息、債務保証料及び損害保険料とする。	（系統設置交付金の算定のための届出） **第二十一条**　一般送配電事業者又は送電事業者は、法第二十八条第三項に基づき、様式第十の二による届出書により、推進機関に届け出るものとする。 ［新設］ （系統設置交付金の額を算定する際の再生可能エネルギー電気の利用の促進に占める割合の算定方法） **第二十二条**　［略］ ［新設］

3　第一項の規定は、法第二十九条第二項の経済産業省令で定める割合の算定方法について準用する。 （系統設置交付金等の交付に関し必要な事項） **第二十三条**　法第三十条の二の規定に基づき定める系統設置交付金等の交付に関し必要な事項は次のとおりとする。 一　推進機関は、法第二十九条第一項及び第二項で算定された交付額をそれぞれ次号及び第三号の規定に基づく交付期間にわたり交付することとし、年度ごとに交付するものとする。 二　［略］ 三　特定系統設置交付金の交付期間は、系統電気工作物の工事を開始した日の属する年度から起算して当該系統電気工作物を使用する日の前日の属する年度までの期間とする。 （徴収等業務に関する帳簿に係る事項） **第三十四条の四**　［略］ 2　［略］ 3　法第四十二条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　［略］ 三　系統設置交付金等に関する事項 (1)　系統設置交付金等を交付した電気事業者の氏名又は名称 (2)　［略］ 四　［略］	［新設］ （系統設置交付金の交付に関し必要な事項） **第二十三条**　法第三十条の二の規定に基づき定める系統設置交付金の交付に関し必要な事項は次のとおりとする。 一　推進機関は、前条で算定された交付額を次号の規定に基づく交付期間にわたり交付することとし、年度ごとに交付するものとする。 二　［略］ ［新設］ （徴収等業務に関する帳簿に係る事項） **第三十四条の四**　［略］ 2　［略］ 3　法第四十二条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　［略］ 三　系統設置交付金に関する事項 (1)　系統設置交付金を交付した電気事業者の氏名又は名称 (2)　［略］ 四　［略］

備考　表中の［　］は注記である。